

長野市

第28号

# 人権教育啓発だより

発行  
長野市地域・市民生活部  
人権・男女共同参画課  
長野市大字鶴賀緑町1613番地  
電話 224-5032

## コロナ禍3年間の人権問題を振り返る

### ■ コロナ禍がもたらした人権問題



今年の5月から新型コロナの感染症法上の位置づけが、それまでの2類から5類に変更されました。私たちの生活も少しずつコロナ感染前の

状況に戻りつつあります。

各地域の人権教育研修についても、昨年度までは感染の拡大防止が大事にされ、参加者の人数を制限したり研修会そのものを中止したりするといった対応がとられることが多かったようです。今年は当課への研修に関わる問い合わせの状況等を見ても、各地域の研修会の開催がコロナ前の状況に戻りつつあるを感じています。

流行当初は、コロナによる差別や誹謗中傷が大きな問題になりました。感染者を特定しようとする動き、感染者とされた人に対する容赦ない誹謗中傷、最前線で治療に当たる医療関係者や県外移動する人に対する攻撃など、その対象者は限りなく広がっていき、確かな人権教育を積み重ねる大切さに気付かされました。

今、コロナが一段落し、以前のような激しい差別は無くなったように見えます。コロナがひとまず落ち着いた今、なぜあのような差別や人権侵害が起きたのか、同じようなことが起きないようにするためにはどうすればよいのかをじっくり考えていくことが大切ではないでしょうか。新たな感染症が発生し大流行した際、同じ過ちを繰り返さないためにも大事に考えていきたい事柄です。

### ■ 人権に関わる状況の変化

コロナの人権問題以外にも、様々な動きがありました。

例えば、インターネットによる人権侵害の問題に対する法律改正の動きでした。これについては、p.2～3の南澤信之さんの講演記録にも掲載してありますので、ご覧いただければと思います。軽い気持ちで行いがちなインターネットへの

投稿ですが、人権を侵害したり、他人に迷惑をかけたりのことがあります。インターネットの利用には、大きな責任が発生することを一人一人が自覚したいものです。

今年5月に中野市で発生した4人の方々が犠牲になった痛ましい事件では、身近な場で凶悪事件が発生した驚きや、誰もが犯罪被害者等になりうるという大きな不安を社会に与えました。今まで犯罪被害者等の置かれている状況については、それほど注目されることはありませんでした。

しかし、犯罪による直接的な被害に苦しむだけでなく、周囲の心ない言葉やマスコミ等からの取材攻勢、経済面での影響など様々な二次被害を受けていることなど、犯罪被害者等の人権に目を向けようとする動きが社会に広がりつつあります。

国内では一層の少子高齢化が進行しています。今年4月1日の日本人の人口が、昨年と同時期に比べ80万人減少したと発表がありました。その一方で、国内に住む外国人の人数は増加しています。こうした流れの中で、過酷な労働状況や人権上の問題などその在り方について様々な方面から批判があった技能実習制度は、特定技能制度と共に見直しが検討されています。今まで以上に国内で生活する外国人への向き合い方が問われる時代になってきているといえます。

### ■ 正しく学ぶことの大切さ

このようにそれぞれの人権課題について状況がどんどん変化する今、私たちには人権を取り巻く状況を正しく理解することが何より求められているのではないのでしょうか。

この啓発だよりでも、そのような最近の人権に関わる状況をできるだけお届けするようにしていきたいと思えます。地域や企業等で行われる人権教育の研修会も、人権に関わる新しい情報等を学ぶ場として大変有効です。

無知・無関心・無理解などが差別や人権侵害につながります。私たちの人権に関わる状況がどうなっているか正しく知るために、研修会に参加してみたいかがでしょうか。

第2回人権教育推進員研修会及び第3回社会人権教育研修会(2023年6月24日)の講演記録概要

## 演題『インターネットと人権』

講師 一般社団法人セーフティーネット総合研究所代表理事 南澤 信之さん

### ■ ネットの普及により脅かされている私たちの人権



人権とは、憲法上厳格に保障されている権利であって、誰も侵害することが許されない。しかし、インターネットが普及することによって、人権が脅かされている。

20年ぐらい前にも、ネットの掲示板に悪意ある内容を書く人がいた。それがSNSの普及により、誰もが情報発信することができるようになったことにより、個人を攻撃することができるプライバシーレス時代になった。今は悪意ある人だけでなく様々な人が自らの思いで簡単に発信できてしまうのである。たとえ偏った間違った価値観でも。

つまり、きっかけさえあれば、誰もがトラブルに巻き込まれる時代なのである。しかし、そういった危機感がなく自ら個人情報をあげている人が多いのが現実である。

多くの人が家族や友達同士などでやっているラインだが、ツイッターやインスタと同じように誰もが自由に見たり参加できたりするオープンなSNSであることを意識しなくてはならない。たとえば家族や友人との個別トークやグループトークでも確実に閉じている世界ではない。ユーザーが無防備に使っていると大変なことになってしまうのである。3年前、ラインの情報が海外からも見られる状態にあるという問題で多くの人は知ったことだろう。

### ■ 忘れてはならないネットに対する自己防衛の意識

EUでは被害者保護のため、人権侵害だと認められたものは検索にかけてはならないことになっている。また、運営事業者は、2週間以内にその情報を削除しなければならないことになっている。しかし、日本は「知る権利と表現の自由」を理由に、忘れ去られる権利について批准していない。書いた人間を特定して罰を加えるという法律はあるが、被害者を救済する法律がないのが現状である。

便利なネットサービスだが、私たちの大切な個人情報がもとになっており、自分たちがきちんと自己防衛することが大切である。ところが、便利なサービスがあると、「使えるから使っちゃえ」というのが多くの日本人。使う前に必ず自己防衛のための設定をする必要があるということである。

多くの人が使うスマホのカメラ。今年の春、中学2年生の子が、家族旅行で行った温泉旅館

の屋上露天風呂で顔だけ出して、綺麗な夜景をバックに写真を撮り、インスタにあげた。翌日、「あなたがあげた写真。あなたの黒目に、他の女の人の裸が写っている。黙っていてあげるから、明日会おう」と脅しのメッセージが届くことがあった。今のスマホは、写っている人物の黒目を拡大し、鮮明化するだけで、そこに写っているものがはっきりわかってしまうほど精度が高いのである。また、写真には「誰が、いつ、どこで撮った映像か」という写真情報がついてしまう。しかも、今の位置情報は、誤差2ミリ以内という性能のよさである。たとえば、位置情報の提供をしないGPSオフを使ったとしても、20メートルの範囲で特定されてしまう。SNSで投稿された写真による映り込み被害やストーリー被害なども増加しているのである。こうしたことから、東京都では今年から幼・保育園、小・中学校の運動会などの行事でのスマホによる撮影が禁止になった。

### ■ SNSの何が問題か

生コンクリートのドラム缶の中に女子高生が入れられ殺害された事件から20年後、犯人としてお笑いタレントのスマイリーキクチさんの名がネットにあげられた。その情報を疑いもなく信じた人たちは、スマイリーさんをネット上で私刑にしておもうと動いた。その背景にあったのは偏った正義感や間違った正義感であった。ネットではネガティブな情報ほど安易に信じられ広がりやすいのである。プロレスラーの木村花さんの件でも、自分だけの正義感で彼女を徹底的に追い詰める書き込みが続いた。

SNSでは、賛同する人間が1人2人いるだけでネガティブな情報がどんどん膨らんでいく。それは、SNSには自分と同じ価値観や考え方を持つ人が集まりやすいからである。そこでは、自分の価値観や考え方に賛同する意見だけが書き込まれ、「自分の意見は正しい」「俺が正義だ。他は違う」といったバブルの中に落ち込んでしまい、他の意見を聞いて考えようとすることができなくなってしまう。人間は、認知バイアスといって自分にとって都合の良いように解釈していかうとするところがある。

人間は多くの人と関係を持つことにより、様々な価値観や考え方があることを知り、精神的に成長していく。しかし、ネットは様々な価値観に触れ合ったり、いろいろな人と関係を持ったりしているわけではない。自分の主張を補強し

助長してくれる情報だけを求め、自ら参加するネットの空間では、自分を支持してくれる意見だけが書き込まれる。それにより、ますます自分の考えは正しいと確信し、他を受け入れなくなっていくのである。

普段は脳全体にまんべんなく流れている血液だが、スマホを見ることにより感情をコントロールする前頭前野に大量の血液が流れるようになり、物を見て認識する・学習する・記憶する・考えるなどの指令を出す海馬には全く血液が流れなくなる。これにより、若者であればたった30秒で感情しか働かなくなり、感情をコントロールできない状態になり、感情で行動をとってしまう。子どもたちは、ゲームの中やネット上で学校では絶対に言わないような汚い言葉や過激な言葉を平気で使っている。ネットを見ていると感情的になってしまうのも、こうしたことに原因がある。

これは、大人も同様であり、スマホ、タブレット、ゲーム機などネット端末の画面を見ている時は、感情的になる。感情が一人歩きするものを使っているということを理解して使うことが大切である。

### ■ ネットを使う際に注意したいこと

コミュニケーションは、言葉だけで行われるものではない。表情やしぐさ、場の雰囲気なども大事な要素であり、友だち同士で顔を見てのコミュニケーションなら一言で理解できることが、ネットではできないということが多い。それは、ネットでは相手の顔が見えず、非言語情報もないことから思い込みが大きくなってしまいうからである。それだけにネットを使うときは、誰が見ても誤解しないような丁寧な言葉が求められる。

ネットでは、とりわけ人に関する情報が、事実とは異なる内容で独り歩きしてしまうことが多い。だから個人を特定できる情報は、良いことも悪いことも絶対に書いてはいけない。また、人に関する情報がネットに出た時は、一切反応してはいけない。情報を書く人だけが悪いのではなく、反応する人も悪いということを忘れてはならない。みんなが反応しないということに徹していくことが大切である。

### ■ ネットに関わる国の動向

木村花さんが亡くなったことがきっかけになり、二つの法律が変わった。一つは、昨年10月1日に施行された「改正プロバイダー責任制限法」。今までネットで誹謗中傷された人が、書いた人の情報を得るためには2回の裁判が必要であり膨大な費用と期間を要することから、泣き寝入りする被害者も多かった。それが今回の改正により、裁判を経なくても裁判所の判断で概ね6ヶ月以内に、さほどお金もかけずに書いた

人の情報を得ることができるようになった。

もう一つは、昨年の7月7日に施行された「侮辱罪」の厳罰化。これまでネットによる誹謗中傷は、30日以下の拘留もしくは1万円以下の罰金だったのが、1年以下の懲役・禁固もしくは30万円以下の罰金になった。これにより、今までは特段の理由がなければ逮捕に踏み切れなかったものが、通常逮捕に踏み切ることができるようになり、公訴時効の期間も大幅に伸びた。これにより誹謗中傷の投稿の抑止になることが期待される。

ただ、犯人が逮捕されても書かれた情報は消えない。被害者は生涯被害者であるだけでなく、亡くなくても情報が残るのである。それにより、その人の生涯だけでなく大切な家族や、その後の人たちに対しても影響を残してしまうものだという事を私たちは忘れてはならない。

### ■ 心でつながる

これからのネット社会で私たちが大事にしていかなければならないキーワードが三つあると考えている。

一つ目はゼロトラスト。多くの人は、「パソコンから出てくるものは絶対だ」「自動化になっているものは絶対安全」と考えている。しかし、ネットは全く信用しないゼロトラストが大事である。最後は自分自身で確認する必要があり、自分自身の責任で選択し判断しなければならないことを一人一人が自覚すべきである。

二つ目は中立的ギア。ネット端末を使うと感情が一人歩きしてしまう。常に感情というアクセルが踏みっ放しになり、ブレーキを踏んでも効かない状態になる。だから、幾らアクセルを踏んでも動かないように、いわゆるニュートラルに入れる。どんな情報に触れた時も全く反応しない、動かないということが一番である。そしてじっくり時間をかけて考え、方向を決めてから動くようにすることである。

そして三つ目が頼り過ぎないこと。様々なサービスや情報のやりとりが、目的や扱う内容によって、ツールもサービスもアプリも自分でその都度選択する時代。だから一つのものに依拠しない、頼り過ぎないことが大切である。

ネット社会では、自分の思いや感じ方より、相手がどう思い、どう感じるかが問われる。そのためには、相手の心に寄り添わなければならない。「聴く」という姿勢をもって、相手の心を受け止める会話をするにより、心でつながることが大切である。ネット時代の今だからこそ、心でつながることが求められていると思う。



## DVD 視聴による研修会の勧め

長野市の人権・男女共同参画課では、地域や企業での人権教育研修に活用していただくために、毎年数本ずつ人権啓発DVDを購入しています。「同和問題」「高齢者」「障害者」「外国人」等の人権課題をテーマにしたものや複数の人権課題を扱ったものなど、その数は既に100本を超えています。

今年も新たに7本購入しました。今年購入したもののなかから性的少数者の人権に関わるDVD「バースデイ」の紹介とこの人権に関わる最近の状況についてお伝えします。

### ■性的少数者に関する最近のニュースから

今年に入り、性的少数者に関わりいくつかの新しい動きがありました。一つ目は、LGBT理解増進法(正式名称「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」)が6月に成立しました。2年前にも与野党で協議し、国会に提出することになっていましたが、その直前になってそれが見送られた経過がある法案でした。法律の成立を契機に、性的少数者についての理解が一層進むことが期待されます。

二つ目は、同性同士の結婚を認めない民法などの規定は憲法違反だとして全国5か所の地方裁判所で起こされていた訴訟について、今年6月の福岡地裁判決を最後にすべての判決がそろいました。それぞれの地裁の憲法判断は、「違憲」「違憲状態であるが合憲」「合憲」などに分かれています。国会に「解消する措置に着手するべきだ」と議論を促すものもありました。

三つ目は、心の性が女性で体の性が男性というトランスジェンダーの職員が、職場の女性用トイレ使用を不当に制限されたとして処遇の改善を求めて起こした訴訟で、最高裁が制限を認めない判断を示し、職員の勝訴が確定したというものです。今後、企業などでの性的少数者への対応に影響を与える可能性があるとも言われています。

### ■広がる性的少数者についての理解

10年ほど前、あまり話題になることがなかった性的少数者の人権ですが、今年前半のこのような動きをみると大きく様変わりした印象を受けます。それだけ、性的少数者の人権についての理解が深まってきていることの表れといえましょう。実際、人権に関わる各種意識調査を見ても、LGBTQや性的少数者について、知っていると答える人の割合は年々増加してきています。

単に知っているというだけでなく、「自分の知り合いには、当事者がいる」と言う人の話も最近耳にするようになりました。ある調査では、

「日本人の8.9%が性的少数者である」という結果が出ているものもあるように、私たちの周りには考えている以上に当事者がいるというのが現実です。

### ■研修会で活用したいDVD

本年度新たに購入したDVD『バースデイ』は、二十歳の誕生日直前に我が子から、「トランスジェンダーである」ことを告げられた両親の戸惑いを描いた作品です。

性的少数者について、職場や地域の研修等で扱われる機会が増え、理解する人は増えています。

このDVDに登場する両親も職場の研修等により、性的少数者についてある程度は理解していました。しかし、自分の子どもからのカミングアウトに対しては、それをどうしても受け入れることができません。家族や親しい人から、自分が性的少数者であることをカミングアウトされたら、それにどのように向き合っていくか、いろいろ考えさせられる内容です。

地域や企業等の人権教育研修でこのDVDを視聴し、感想等を出し合うことで、性的少数者の人権をより身近なこととして受け止められる機会にしていいただければと考えます。



### 「市民のつどい」のご案内

12月16日(土)長野市芸術館リサイクルホールで午後1時から開催される「第46回人権を尊重し合う市民のつどい」では、弁護士の菊地幸夫さんとNPO法人リメンバーハナ代表理事で元プロレスラーの木村響子さんの、インターネットと人権に関わる講演が予定されています。詳細は後日、チラシ等でご案内します。大勢の皆様の参加をお待ちしています。